

## 第5回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例 検討委員会 会議録

●開催日時

令和5年12月11日（月）午後7時00分～9時00分

●開催場所

阪南市役所 3階 全員協議会室

●出席者

【委員】（委員長、副委員長、50音順）

卜田委員長、森下副委員長、市口委員、井上委員、太田委員、笠松委員、  
車谷委員、杉本委員、田中委員、谷委員、南委員、若野委員

【事務局】

魚見総務部長、伊瀬生涯学習部長、中野生涯学習部理事、矢島生涯学習部  
副理事（兼）生涯学習推進室長、石原学校教育課長、戸崎人権推進課長、  
波戸元人権推進課長代理、両口学校教育課長代理、林学校教育課総括主査、  
太田政策共創室総括主査、油谷こども政策課総括主事

●傍聴者：2名

●次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例素案（2次案）について

（2）その他

3. 閉 会

## 次第1. 開 会

事 務 局

定刻となりましたので、ただいまより、第5回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。

本日、司会をさせていただきます、学校教育課長 石原です。よろしくお願いいたします。本日は、お忙しい中、また遅い時間帯にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さらに、第4回検討委員会の会議録のご確認につきましてもありがとうございます。会議録につきましては、市役所情報公開コーナーおよび、市ウェブサイトにて公開しております。

まず始めに、資料のご確認をお願いいたします。事前に、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例素案（2次案）の方をお送りさせていただいておりますが、委員長、副委員長との協議で、条例素案（1次案）からの変更箇所及び変更内容が理解できるものを提示するよう指示がありましたので、差替え版を机上に配付しております。資料がない場合はおっしゃっていただきましたらお持ちいたします。

本日は、この条例素案（2次案）についてご検討いただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の出欠状況についてご報告いたします。本日、大変残念ながら、有岡委員につきましては、諸事情のためご欠席との連絡がございました。また、森下副委員長におかれましては、少し遅れて来られるとの連絡をいただいております。

本日は、全13名の委員のうち現時点で11名（最終的に12名）の出席をいただいております。（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本市では、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしております。本日は傍聴者の定員5名に対し、2名の方が傍聴されることとなりましたことをご報告いたします。

また、会議録につきましては、事務局が要旨をまとめ、委員長にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承願います。

## 次第2. 議 題

### 議 題1 （仮称）阪南市こどもの権利に関する条例素案（2次案）について

事 務 局

それでは、ここからの議事進行につきましては、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条により、委員長にお願いします。

委 員 長

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず、議題1. 条例素案（2次案）についてですが、前回の第4回検討委員会にて委員の皆さまからいただいたご意見を基に、委員長・副委員長で見直し、指示したものを事務局が作成

	<p>しております。</p> <p>まずは、前回の検討委員会で素案に盛り込むことになった前文について議論していただきます。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>資料をご覧ください。前文につきましては、1ページから2ページにわたって示しております。</p> <p>基本的に、諮問書の内容を基に作成しております。はじめに、子どもたちが生まれながらにして持っている権利の4つの柱やSDGsについてお示しし、次に、子どもの持つ可能性とおとなの役割について触れています。</p> <p>そして、子どもや子育て家庭を取り巻く社会の状況の変化やその変化に伴い総合的な支援が必要になっていること、最後に、この条例を制定する目的に係る部分を示しています。</p> <p>委員長・副委員長との協議の中で、委員の皆さまに事前にお送りしたものでは、最後の段落が一文で長くわかりにくいいため、表記を見直すよう指示がありましたので、修正案をお示ししております。なお、当該案は、あくまでも委員の皆さまに議論していただくための、たたき台であることをご認識願います。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からの説明は以上となります。</p>
委員長	<p>それでは、前文について検討してまいります。ご意見やご質問はございませんか。</p>
委員	<p>市の諮問書には、「子どもの『生きる権利』『育つ権利』『守られる権利』を遵守し、子どもが主体的に参画できる『共創』によるまちづくりの実現のため」と記載されています。もちろん、子どもの権利の保障について記載することは大切ですが、子どもの意見をどのように市の施策等に反映していくのが明記されていなければ、理念だけの条例で終わってしまうのではないかと危惧します。</p> <p>条例素案（2次案）の前文は、全体的に「おとなは子どものために～していきましょう」という表記になっています。しかし、前文には、「子どもには力がある」、「おとなが子どもの力を信じ、子どもの意見を聴いて、市のまちづくりに子どもの意見を取り入れていきましょう」という、「子どもの権利条約」の理念を具体化した内容を明記しなければいけないと思っています。</p>
委員長	<p>今記載されている内容に加え、さらに踏み込んだ、子どもが、より主体として参画していくということを大事にした素案と前文にしていく必要があるのではないかとということでした。</p> <p>子どもの意見をどのように市の施策等に反映させていくのか、そのための仕組みは大きなポイントだと思っています。子</p>

どもの意見を聴くことを具体的に条例に記載するのか、条例には理念的な方針を記載して具体的な内容は別の会議等で丁寧に議論をして形を作っていくのか、どちらがいいのか議論が必要だと思っています。

では、前文の中で具体的に、子どもの声を聴くことや子どもの声を活かしたまちづくりについての積極的な取組を記載することに関してはいかがでしょうか。

委員 先週のNHKのクローズアップ現代という番組の中で、学校の特別活動が紹介されていました。特別活動というのは、国語、社会、算数、理科などの教科に加えて、協調性や課題を解決する力などを育むことを目的に行う学級活動、委員会活動、クラブ活動、学校行事のことで、日本独自のものと知りました。それを海外の学校でも取り入れているそうです。番組の中でエジプトの小学校4年生の子どもたちが学級委員会のようなことをしており、発言者に対する気配りや意見のまとめ方がすごく上手で感心しました。

私は、日本の学校の現状についても詳しく知りませんが、この番組を見て、子どもたちに多くの発言や参加する機会を与えることが大切だと感じました。そのため、理念的な条例よりも、具体的な行動、やるべきことが理解できるような条例にしていけたらと思っています。

委員 これまでの検討委員会の中で、様々な現場で子どもと関わっている各委員の意見を聴き、子どもにはもともと力があって、その力を発揮することができるよう、子どもの声を聴く姿勢を持ち、子どもの気持ちを汲み取ることの大切さを再認識しました。子どもたちに意見を言う機会を与えること、意見を言える場を作ることは、おとなの役割だと思います。これらのことを保障することが、条例の一番大事な部分になると思います。

令和4年6月に「こども基本法」が成立して、子どもに関する施策において、子どもの権利を保障するとともに、子どもの意見を聴くことが基本理念として条文に明記されました。今、子どもの権利に関する条例を作っている阪南市は、この基本理念を外してはいけないと思っています。そのためにも、おとなの覚悟と、市の覚悟が必要だと思います。

委員長 今、前文はもとより条例の本体となる条文に密接に関わる内容について議論しています。前文と条例素案（2次案）と合わせて議論した方が良いと思いますので、ここで事務局から条例素案（2次案）について説明してもらってよろしいでしょうか。

事務局 それでは、条例素案（2次案）をご覧ください。前回の検討委員会で委員の皆さまからいただいたご意見を基に、委員長・副委員長との協議を重ねて、修正した部分について順にご説明

いたします。

まず、3ページ第2条の第4号ですが、「学校園等」から「学校園所等」に変更しています。

次に、4ページの第3章ですが、様々なご意見をいただきました。ここでは、委員長の折衷案として、第3章の初めに第8条として、「子どもを取り巻く主体の役割」を新設しております。そして、第9条「おとなの役割」の第2号には、子どもが学ぶ機会の充実について、第3号には、おとなは、子どもの思いや考えを聞いたり、読み取ったりして互いに相談・協力することを追記しております。さらに、「子どもの役割」は残しておりますが、順を入れ替え、6ページ第14条としております。第14条の内容につきましては、第3号では、お互いの考えや個性を尊重するよう、「大切に」を「尊重し」に変更しています。後半の「だれも傷つけないよう」を削除して、「多様な意見や考えを認め合える関係を築くこと。」としております。そして、第4号では、意見や考えを持っているけれど、言わないという選択をすることも表現の自由ではないかというご意見をいただき、「(4')」として、「自分の考えや意見を様々な方法で伝えあうこと。」という別の新たな条文を提案させていただきます。

続いて、第15条は、子ども・子育て当事者等として一つだった条文を二つに分割しております。一つめが、子どもの意見を聴き取る機会の充実、二つめが、子育て当事者や子どもの代弁者等からの意見を聴き取る機会の充実と二つに分けて示しております。

続いて、7ページ第17条に居場所づくりの充実について条文を追加し、第19条は条文が長かったため、第1号から第3号に分けて記載しました。

最後に、第21条「虐待等からの救済」ですが、虐待については、社会全体で対応していくことが必要というご意見がありましたので、「市、保護者、学校園所等及び地域社会等子どもに関わる全てのおとなは、」という表現を追加しております。

事務局からの説明は以上となります。

委員長

それでは、前文と条例素案(2次案)の検討に入ります。先ほどの前文の議論と関わってきますが、大きな論点として、子どもの役割をどのように条例に位置づけるのかということと、第15条の子どもの意見をどのように聞いていくのか、この部分をどこまで具体的に記載するのかということが論点になるかと思えます。特に15条やそこに関わる各条文の中でのそれぞれの主体の役割についてご意見をいただけたらと思えます。

委員

前回の検討委員会でも意見させていただきましたが、「子どもの役割」というのは、この条例には馴染まないと思えます。「役割」というと権利と義務を伴うように思えて仕方ないです。今回、「(4')」も加えていただいているので、表記が

柔らかくなったような気はしますが、子どもたちが権利について学び知る機会を作ることは、「子どもの役割」ではなく「おとなの役割」だと思います。子どもたちには、おとなが作った機会を通じ、自分たちが持っている権利について学び知ることができることを認識してもらえたいです。

委員 第3回の検討委員会の資料のアンケートでは、回答者の半数以上が、子どもの権利条約をあまりよく知らないという結果でした。この状況においては、まず、子どもの権利について広報することを最優先すべきだと思います。知ったからといって子どもの権利がすぐに今以上に保障されるわけではないですが、子どもは権利に基づいて行動するように、そして、おとなは子どもの権利を理解するように、徐々に考え方を変えていく必要があると思います。

子どもが行動し、おとなが子どもに発言する機会を与えていくことによって、社会全体の子どもに対する見方が変わってくるのではないかと思います。

委員 条例素案（2次案）3ページからの第2章「子どもの権利」ですが、「子どもの権利の4つの柱」として、第3条で「この章に規定する権利は、子どもが一人の人間として生まれながらに持っている特に大切な権利として保障されます」と記載しています。その後、第4条から第7条までの各条文で、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利について個別に記載していますが、第3条に4つの権利をまとめて記載した方が見やすいと思います。

また、第4条の本文の文末が「次のことを権利として保障します」と記載していますが、第3条では「保障されます」と記載しており、文末の表記が一致していません。おとなの側からは「保障します」という表記になりますが、子どもに4つの権利があるということを強調したいのであれば、「保障されます」と表記した方がいいと思います。

そして、第3条に、子どもたちが自分たちの権利について学び知ることや、自分の考えや意見を持ち表現して様々な方法で伝え合うことを記載すれば、よりわかりやすくなり、第14条の「子どもの役割」を第3条に集約できるのではないかと考えます。

委員 子どもが自分の考えや意見を主張する場を設けることは、とても大切なことだと思います。私が今関わっているおとなは、これから子どもを産む人や、子どもを育てている人ですが、それらのほとんどの人が自分の意見は言わない。どうやって心を開いて話してもらえるかといった、会話以前の関係づくりが課題になっています。このような現状を改善するためにも、おとなになる前の子どもたちが積極的に発言できるようになることが必要です。

私に関わっているおとなの中に、児童虐待をしてしまう親もいるかもしれません。そこで、私が考えているのは、一つめは、話せる関係を作ること。まず、妊娠中に親になる人たちが、他の人と話せるようになるための関係づくりをすることです。

二つめは、子どもを産んだ後も親に関わり続けるということです。カウンセリングと同様に本人が答えを見つけないといけなないので、こちらから具体的なことは言わずに、話を聴きながら継続して関わっていくということが大切です。

このような関係を、私たちおとなや地域の団体が、子どもたちと作っていくことが必要だと思っています。

子どもが信頼できて休息できる場所を地域に作り、そこへ行けば安心して自由に発言や会話ができる場所になっていくのではないかと思います。

子どもが自分の考えや意見を主張できる場を実現して、阪南市の子どもたちが積極的に発言し、いろんなことに対して参画できるような子どもたちになれば、具体的なまちづくりにつながっていくと思います。

委員長

ただいまのご意見で重要だと感じたのは、「子どもが自分の考えや意見を主張する場」を設けて終わりではないということです。子どもが自分の考えや意見を言えるようにおとなが支え、そのために必要な力を育てていかないとはいけません。そのことを条例にどのように記載すれば良いのか。第14条の「子どもの役割」で特に私自身が大事だと思っているのは、子どもが自分の意見を言い、他の人と意見が衝突しても調整する、そういうことができる機会を確保することです。

子ども会議のような象徴的な会議を新たに立ち上げ、「会議を開催して子どもの意見を聞いた」で終わってしまうことを非常に危惧します。その会議で子どもたちから意見が出なければ、子どもの意見を聴き取ったことにはならないのです。

どういう手法で子どもたちから聞いていくのか、その機会の作り方が難しいと思います。一つの手法に限定せず、様々な聴き取り方ができるとも言えます。さらに、意見を言いにくい子どもの意見や思いは誰がどうやって届けていくのかということも考えないとはいけません。そういったところが課題だと思っています。

委員

第15条「子ども・子育て当事者等の意見の反映」については、「子ども」と「子育て当事者」を別々にしたほうが良いと思います。

信頼関係ができていない場所では、子どもは本音を言わないので、先ほどのご意見にもありましたが、子どもが自分の考えや意見を言える場所を実現するには、子どもとの信頼関係をいかに作っていくかということが非常に重要です。

私が活動している団体では、体験活動を通じて子どもとの信

頼関係づくりに取り組んでおり、ふとした瞬間に子どもが本音を言うことがあります。このような場所が阪南市の中に今より多くできたらいいと思っています。

そのためにも、日常的に、子どもの意見を聴く場を設けることが一番重要だと思います。市の諮問書に「子どもが主体的に参画できる『共創』によるまちづくり」と記載されていますが、このことを実現するためにも、条例に子ども会議について明記してもらいたいと思います。

委員長

ありがとうございます。子ども会議を条例に入れた方がいいというご意見ですが、子ども会議という象徴的な取組さえすれば良いとなることを危惧しています。

一方で、何らかの仕組みは必要だと思います。その仕組みをどのように条例に記せば良いのかが難しく、例えば第15条で子どもの意見を聴き取る機会の充実を図りますというふうに書いていますが、「子どもの意見を聴き取る仕組みを構築し、機会の充実を図ります」と書くのであれば、仕組みを作る役割は市となります。仕組みを作るということは、一定の予算措置も必要であり、時代が変化して聴き取り方が変わったとしても、書いてある以上は仕組みを作らなければなりません。あえて、抽象的に記す方が良いという意見もあると思います。

私としては、その時その時で一番良い形で、様々な声を聴き取れるようにする方が良いと思います。

例えば、就学前の子どもの声を聴き取るとなったときは、中学生の子どもの声の聴き方とは違い、身近にいるおとなを通すことになるでしょう。その際、どんな聴き取り方をすればよいのかについては、試行錯誤しながら構築していくものと考えています。

条例にどのような書き方をすることがベストなのかということも議論すべきであると考えています。

委員

子どもの意見を聴き取るという表現自体が、上から目線に感じてしまいます。あまりにもかけ離れている意見が出た場合は、指摘する必要があると思いますが、子どもたちが自由に話す機会を設け、継続しておとなが見守ることが大事だと思います。

子どもたちは、本当にしっかりしています。子どもたちを信じて、子どもたちに任せてみる。おとなが何か指示をすること自体が間違っているのではないのでしょうか。

委員

正しい意見だと思いますが、現実には、それではなかなか進みません。一定程度、組織化された、意見を言える場を作らないといけないと思います。他の自治体の取組を調査し、参考にしてもいいのではないのでしょうか。

委員

小学校ではどういった実情でしょうか。



委

員

小学生は、自分たちで案を出し合い、それらを実現していく力を持っています。学校は、そういう力を発揮して欲しいと考えながら教育活動を進めています。そのため、各学級では、係活動であったり、学校全体では、委員会活動で委員会の児童が主体的に取り組んだり、縦割り活動で高学年が低学年とともに主体的に活動するといった取組をしています。

ただ、それらの活動は、学校という枠の中で、教員という支援者がいて実現できるという部分もあります。時間の確保であるとか、環境を整えるというところは、教員が支援しなければなりません。何もないところから、子どもたちに丸投げすることはとても難しいことですので、市全体のあらゆる世代の子どもたちの意見をどのように吸い上げて反映していくのかについては、学校とは違った難しさがあると感じています。

子ども会議の設置は素晴らしい案とは思いますが、委員長が危惧するような側面もあると思います。私には、具体的な対案はありませんが、仕組みを作るような書き方にする方が、柔軟に様々な手だてを打っていけるのではないかと考えています。この方法が駄目なら、違う方法を考えられますし、乳幼児が対象であれば、子ども会議は難しいと思いますので、あまり限定的にしないほうがいいのではないかと思います。

そして、子どもの役割の部分ですが、役割という言葉はそぐわないのかもしれませんが、この条例は、おとなに示すだけではありません。子ども自身も自分たちの権利として、この条例を知っていくものですので、守られているというだけではなく、子どもが主体となって、他の人の権利も大切にすることは本当に大事なことだと思うので、はっきりと示していく方が良く考えています。

委

員

保育所では、乳児は難しいですが、5歳児ではよくクラスで話し合いをします。追いかけてっこをしていて、少しトラブルになったときは、事情を確認して、5歳児なりに話し合っています。

先日、みんなと意見が違ったことで、輪の中に入れていなかった子がいたのですが、担任が、自分の思いがあるなら、教室に行かないとわかってもらえないと促すと、渋々教室に入り、「僕はこう思っていた。」ということを書きました。その子は、自分に思いがあるならその場へ行かないと伝えられないということ学ぶことができたんだと思います。そういう経験を積んでいくことで、先ほどの話のようにNHKで見られたというような子どもたちのように育つのではないかと感じました。

就学前の施設においても、自分の思いが言えるということ、その経験を積む必要があるということ再認識しました。年齢が小さくても自分の思いは十分に言えるということです。言葉を覚えてくるとその言葉を使って自分の思いを言えるのが子どもたちなので、小中学校へ行って、みんなと話合おうということができると考えています。

いきなりまちづくりのことを話そうと言わなくても、何か身近なこと、今起きていることを話しても面白いのではないかと思います。話し合う経験というのは、就学前からでも大切なことだと本当に思います。子ども会議については、会議と言わなくても、周りのおとながそれぞれ意識することで、子どもが自分の意見を言える場を設定できるようにしていくことが大事だと思います。

また、子どもの役割については、迷うところはありますが、子どもたちが条例を見て、自分自身で学び、知ることは大事なことだと思っています。

委員長

重要な意見をありがとうございます。子どもが権利について知り、子ども自身が権利の主体としての力をより高めていくというような方向性で示していくべきかもしれません。おとなの役割を積極的に変えることは必要かもしれません。おとなの役割や地域の役割の中に、子どもが権利の主体として育っていくというニュアンスを含める必要があるのではないかと感じました。

そして、実際に、そういったことを様々な機会を作って実践することが大切になると思います。

先ほど、第15条で聴き取るという表現は上から目線ではないかご指摘がありました。聴き取るということは、子どもの意見と実際の市の取組や施策をつなぐということだと思いますので、条例に書く必要があるのではないかと思います。子どもの意見をつなぐ仕組みはいろいろな形がありますが、私としては市の中で議論をしていただきたいと思っています。いろいろな検討の結果、子ども会議を設置することはあってもいいと思っています。しかし、今の時点で、それに限定する形で書くべきなのか、つなぐ仕組みをより豊かに構築していくという書き方にした方がよいのかは、皆さんの意見を聴きながら思っています。いずれにせよ、子どもの意見をつないでいくことは大きな市の役割であると思っています。

まず、子どもたちが自分の思いを持つこと、伝えるというところをどう支えていくのか。それをどう施策とつないでいくのかこの両方のことをきちんと整理をしていかないといけないと思います。その結果として子ども会議であればそれでいいと思いますが、条例に書くべきか、例えば、付帯意見として仕組みの構築は市でご検討くださいと答申するか、また、10年20年と続く条例と考えたときに、形は限定しない別の表現を書くのかなど、色々なパターンを考えています。

委員

子ども用の啓発に関するものを改めて作る必要もあると考えます。また、よく出てくる表現に主体という言葉があります。子どもたちが読んで何が主体なのかわからないと思いますので、何を指しているのかをわかるようにしてはどうかと思います。

委 員	<p>条例にはよく、逐条解説というものがあります。これは条例をわかりやすく解説するものですので、こういったものをつけてはどうでしょうか。次回は3月ということですが、残りあと1回というのは決定でしょうか。</p>
事 務 局	<p>全6回のスケジュールを組んで進めています。検討委員会として必要であれば、検討します。</p>
委 員	<p>先ほどおっしゃられた子どもに関わる様々な主体という表現は私もわかりにくいと思います。子どもに関わるそれぞれの役割という表現でもいいのではないのでしょうか。</p> <p>他にも、「聞く」は「聴く」の方がよいなど、いろいろな意見はあるのですが、それを言う時間が少ないと感じています。子ども会議についても、仕組み作りを条例に書くこともひとつだとは思いますが、一定の方向性が示されないとわかりづらいのではないのでしょうか。</p> <p>子ども会議を実施している自治体を調べると、学校から配られてるパソコンやネット環境について困っていることを話し合ったり、自分の家の中で言いたいことがあれば言ってみたりなど、身近なことを話しています。まちづくりに関しては、いきなりそういう意見は多分出てこないと思うので、検討してもらいたいです。</p> <p>あと、17条の第2項、「子どもが自分らしく過ごせる居場所づくり」という条文は、「子どもの居場所及び遊び場づくり」としていただきたいと思っています。遊び場は、子どもの育ちの中で必要なものだと思うので、項目としてあげていただきたいです。</p> <p>あと広報については、知らせるという意味合いからすると、子どもの権利の日を設けるということも、大事なことかと思えます。</p>
委 員	<p>もう少し具体的な取組を条例に書くという意見が出ていますが、時間が経ってしまうと薄れてしまうこともあります。まずは、年度内で決めて、この条例で進めても良いのではないのでしょうか。例えば、第17条の居場所づくりであれば、居場所づくりを誰かが立候補して始めることもあり得るかもしれません。条例の策定が遅れることは避けるべきではないのでしょうか。</p>
委 員 長	<p>ありがとうございます。どこまで具体化させて条例に盛り込んでいくのかということは難しいところではありますが、時代とともに中身を変えなければならないとなると、条例としての普遍性に欠けると感じます。継続性を持たせられるかどうかを考えなければなりません。</p> <p>聴きたいことのテーマによっても聴く対象は変わります。その時その時に合わせられる、より柔軟性のある、そして実効性</p>

のある中身にしていかなければなりません。

本日も多くのご意見を出していただきましたので、次の案を作る際に、ひとつの案に絞れないかもしれませんが、ある程度作成した段階で、一旦委員の皆さまにご意見を書面でいただくという方法を取り、次の検討委員会の話し合いの前に意見を集約させていただきたいと思います。

当初の予定どおりのスケジュールで進めるためには、この方法がいいのではないのでしょうか。

話は変わりますが、例えば、子どもが集まって話をする会議体を作るとなった時に、そういう会議体に関する要綱を設置する必要があると思うのですが、その要綱を作る役割はどこになりますでしょうか。

事務局 スケジュールをお示したように、令和6年の9月議会で条例の上程の予定としています。現在は教育委員会事務局が会議進行を行っておりますが、条例そのものは市長からの提案ということになりますので、市長部局、今のところ人権推進課が事務局として対応することになると見込んでいます。

委員長 わかりました。やはり年度内で検討し終える方が良いと思います。取り急ぎ、委員長・副委員長で事務局と議論をして、本日の内容の整理を行います。

具体的に示す部分については、委員の皆さまの意見聴取をする必要があると考えていますので、会議の中だけではなく、書面でも意見をいただくことについて、検討します。

《異議なし》

## 議題2 その他

委員長 それでは、「その他」に移ります。  
他に何か事務局から説明や連絡はありますか。

事務局 <事務局より事務連絡>  
次回の本委員会については、3月頃に開催する予定としています。先ほど、委員長からのお話にもありましたとおり、本日の協議の内容を踏まえて、次回の検討委員会も条例素案について検討していただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

## 次第3. 閉会

委員長 本日の議題は、すべて終了しました。進行を事務局にお返しします。

事務局 皆様、お疲れさまでした。円滑な会議運営にご協力いただ

き、ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたりご協力いただき、誠にありがとうございました。

終 了